

公取北海道 NEWS

< 令和7年8月号 >



< 公正取引委員会シンボルマーク >

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウォッチ」しているという公正取引委員会の役割を外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現しています。

また、「公正」かつ「自由」な市場の実現という独占禁止法の目的をそれぞれ大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現しています。

全体のイメージでは、世界各国の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会をこのシンボルマークによって表現しています。

公正取引委員会事務総局 北海道事務所

本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。

現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。

つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。

詳細は8頁を御覧ください。

I 事件処理①

株式会社ダンロップタイヤから 申請があった確約計画の認定について

公正取引委員会は、(株)ダンロップタイヤに対し、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、同社の行為が同法第19条(再販売価格の拘束)の規定に違反する疑いが認められました。

今般、同社から、公正取引委員会に対し、同法第48条の7第1項の規定に基づき、当該行為を排除するために必要な措置の実施に関する確約計画の認定を求める申請があり、公正取引委員会は当該確約計画を認定しました。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

✓ 今回の事件はダンロップタイヤが小売業者に希望小売価格で販売するようにさせた「**再販売価格の拘束**」の事案だよ。

✓ 本件の特徴は…



- ① 本格的な審査着手から **3か月弱という超短期間**で確約計画を認定して、競争上の問題を解消したんだよ。
- ② **代表取締役による社内向けメッセージ発信**など、事業者側から**実態に即した効果的な確約計画**の提案があったんだ。
- ③ ダンロップタイヤが自主的な報告や②のような効果的な提案をして短期間で審査が終了した今回の事件は、他の事業者の**法令遵守の取組を促す**効果があると考えているよ！

【次頁に本件概要ペーパー】

報道発表資料は[こちら](#)。



株式会社ダンロップタイヤから申請があった確約計画の認定について



1 違反被疑行為の概要



ダンロップタイヤ

再販売価格の拘束の疑い

「SYNCHRO WEATHER」(シンクロウェザー)について、自ら又は取引先卸売業者を通じて、

- 1**希望小売価格で販売するよう要請 **2**実質的な割引を行わないよう要請



1本〇〇円で販売してください



送料無料



POINT CARD

- 3**インターネット販売(EC)モールに出品しないよう要請



※**1**~**3**の要請に対応しない小売業者には対応するよう要請

CAR

小売業者



シンクロウェザーを販売

一般消費者



2 確約計画の概要

ダンロップタイヤが確約計画を作成

- ①違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ②シンクロウェザーを販売する小売業者への通知・一般消費者への周知・従業員等への周知徹底
- ③自社が販売する全ての自動車用タイヤに関して、違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ④コンプライアンス措置
・行動指針の作成等
・定期的な研修・監査
・代表取締役による社内向けメッセージの発信
- ⑤第三者による監視及び報告(5年間)

ダンロップタイヤが
公正取引委員会に申請

公正取引委員会が確約計画を認定

- ・措置内容の十分性
- ・措置実施の確実性の要件を満たす



I 事件処理②

不二サッシ株式会社に対する勧告について

公正取引委員会は、不二サッシ(株)がアルミサッシ等の製品を構成する部品の製造委託において、正当な理由無く返品等をしていた行為について、同社に対し下請法に基づく勧告を行いました。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 本件は不二サッシが、「返品」と「不当な経済上の利益の提供要請」を行った事件だよ！
- ✓ 本件の特徴は…
 - ① 受入検査を行っていないにもかかわらず下請事業者に返品した部品は**総額421万6930円分**！一部の下請事業者には**部品を引き取らせる際の送料**を負担させたり、**無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分け**させていたんだ！
 - ② 下請事業者は無償保管させていた金型等の数は**合計7,789型**！公正取引委員会が型等の無償保管で勧告した事案では**3番目**に多いんだよ！
 - ③ 使用実績はあったけど、**昭和51年(1976年)**から無償保管させていた金型等もあったんだ！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

不二サッシ株式会社に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

●下請取引の内容

不二サッシが販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する部品の製造（製造委託）

アルミサッシの例
(不二サッシ提供)

●違反行為の概要

① 返品

- ・ 部品を受領した後、当該部品に係る受入検査（※1）を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、**下請事業者20名**に対し、**約421万円分**（※2）の部品を**返品**した。
（※1）不二サッシは、当該部品が納入された際に、荷姿、品番、数量等の確認はしていたものの、品質に関する検査は行っていなかった。
（※2）不二サッシが一部の下請事業者負担させていた返品に係る送料の額を含む。
- ・ 部品を返品するに当たり、瑕疵がある部品と合わせて納入された同仕様の部品について、令和5年12月1日以降、**下請事業者7名**に対し、**少なくとも合計16回**にわたって、自己のために**無償で瑕疵がない部品と瑕疵がある部品に仕分け**させていた。

② 不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者46名**に対し、**合計7,789型の金型等**を自己のために**無償で保管**させていた。

※ 不二サッシは、下請事業者に貸与している金型等について、下請事業者との間で、保管費用の支払に関する協議を開始している。



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品後再び引き取ることができる部品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 下請事業者が無償で金型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

報道発表資料は[こちら](#)。



I 事件処理③

美里工業株式会社に対する勧告について

公正取引委員会は、美里工業(株)が自動車用部品の製造に必要な部品の返品や金型等を下請事業者に無償で保管させていた行為について、同社に対し下請法に基づく勧告を行いました。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

✓ 本件は美里工業が、

「返品」と「不当な経済上の利益の提供要請」を行った事件だよ！



✓ 本件の特徴は…

① 受入検査を行っていないにもかかわらず下請事業者に返品した製品等は**総額約261万円分**！

② **平成4年(1992年)**から**一切使われずに無償保管させていた金型**もあったんだ！

③ **群馬県の事業者**に**下請法違反で勧告**を行ったのは、これが**3件目**なんだよ！

✓ 意気込み

公正取引委員会は、今後とも**地方案件にも積極的に取り組み**、下請取引の適正化を図るため、**下請法違反に対しては厳正に対処していく**よ。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

美里工業株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

美里工業（親事業者）

● 下請取引の内容

美里工業が販売し又は製造を請け負う自動車用ミラー等の製品やその部品の製造（製造委託）



自動車用ミラーの例
（美里工業提供）

● 違反行為の概要

① 返品

製品等を受領した後、当該製品等に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、令和5年9月1日から令和7年3月31日までの間、**下請事業者10名**に対し、**約261万円分**の製品等を**返品**した。



② 不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者14名**に対し、**合計2,029個の金型等**を自己のために**無償で保管**させていた。

2,029個の金型等のうち、合計359個を回収している。

※ 美里工業は、引き続き、金型等を回収するための手続を進めている。



保管させている金型等

下請事業者（17名）



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品後再び引き取ることができる製品等を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 下請事業者に無償で金型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

報道発表資料は[こちら](#)。



Ⅱ 最近のトピック



小樽商科大学で

「独占禁止法教室」を開催しました！

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、独占禁止法の意義や公正取引委員会の役割を理解していただくために、全国各地の大学、高校、中学校で当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています。

この一環として、令和7年8月22日に、小樽商科大学において、商学部の学生に対し、大学生向け「独占禁止法教室」を開催しました。



公正取引委員会では、大学生向けのほか、中学生や高校生向けの授業も開催しています。「独占禁止法教室」の開催希望は随時承っておりますので、皆様のお知り合い等の学校関係者の方などに是非御紹介いただけますと幸いです。

次年度の開催をご検討ください！

独占禁止法教室を開催しませんか

中高生向け
出前授業

独占禁止法は身近な法律です

市場において事業者は、自らの創意工夫によって、消費者に選ばれようとする商品を提供しようと競争をしています。その結果、様々な商品が市場に並ぶことになり、消費者は多くの商品の中からより自分の欲しい商品を選ぶことができます。カルテルや談合を取り締まり「競争」を守る「独占禁止法」（独禁法）は、実は私たちにとって身近な法律なのです。

いちがでしょー
市場経済の仕組みを学ぶ**社会科**の時間に
消費者教育として**家庭科**の時間に
国家公務員のお仕事を知る**進路活動**の時間に

授業内容

シミュレーションゲーム

お店グループと消費者グループに分かれ、お店はより多くの消費者を獲得するために、価格とサービスで競争をします。ゲームを通じ、「競争の必要性」「競争による消費者のメリット」を体験します。

独禁法と公取委

事件調査を経験した職員が、実際に起きた独禁法違反事例を紹介し、違反行為によって消費者が受けるデメリットを学習し、独禁法の意義と公取委の役割を知ります。

公取委職員が
やさしく、
分かりやすく
説明します！

オットリー長官 とっさん
公正取引委員会マスコットキャラクター

キャリア教育

講師は公正取引委員会で実務経験を積んだ国家公務員です。国家公務員の業務内容を知ること、進路活動・キャリア形成のヒントを得ることができます。

令和5年度開催実績（全国）
| 高等学校 36校 | 中学校 54校

Q&A

Q 費用はかかりますか？
いいえ！講師謝金、交通費等の費用は一切不要です。

Q 開催時期や開催形式は決まっていますか？
開催時期は、先生方のご希望に沿って決めます！
開催形式は、1クラスごとはもちろん、複数のクラスが体育館で合同開催の形式等、柔軟に対応いたします。

Q 独占禁止法は難しくないですか？
授業は市場経済の仕組みを学ぶことから始め、「市場で競争が起きていること」の重要性にフォーカスを当てながら進み、シミュレーションゲームやクイズをとおりて分かりやすく、主体的に学べるようなプログラムを用意しています。
事前学習や予備知識が無くても、初めから分かりやすく学ぶことができます。

受講者のみなさまの声

生徒 簡単なゲームで自分事に考えることができてわかりやすかった。

生徒 ただスライドを見るのではなくクイズだったりも交えていたので楽しく参加することができました。

生徒 市場経済では競争がないと消費者の利益がうしなわれてしまったりするということがわかりました。

先生 ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。

開催までの流れ

お問い合わせ → 開催時期の相談 → 授業内容の相談 → 前日 打ち合わせ → 開催

ご相談はこちらまで。お気軽にお問い合わせください。

公正取引委員会事務局 北海道事務所 総務課
TEL：011-231-6300 [月～金 9:00-17:00]
Mail：hkdsoumu0416@jftc.go.jp

Ⅲ 御案内

改正下請法(取適法)の説明会が 開催されます！

北海道経済産業局と合同で説明会を行います。

詳細は、HP([こちら](#))を御覧ください！



**公正取引委員会**
Japan Fair Trade Commission

**経済産業省
北海道経済産業局**
Hokkaido Bureau of Economy, Trade and Industry

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～
改正ポイント説明会**先着90名****2025年 9月26日(金) 13:30～15:00**
【会場】北海道経済産業局 6階 会議室
(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎)
【主催】公正取引委員会事務局北海道事務所
経済産業省 北海道経済産業局

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(※)」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)・「受託中小企業振興法」(通称：振興法)に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会事務局北海道事務所及び北海道経済産業局では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

対象者
取適法適用対象事業者(発注事業者、受注事業者)、地方自治体、産業支援機関、金融機関等**プログラム**
1. 取適法(下請法)の概要/改正内容について
2. 改正振興法について公正取引委員会事務局北海道事務所
経済産業省 北海道経済産業局**申込方法**
申し込み期限 **9月19日(金)17時必着****<公正取引委員会HP> 以下URLの申込フォームよりお申込みください。**
https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/toriteki_seminar.html **<申込フォーム>**

※ 必ず1社につき1申込みとしてください。(1社あたり参加上限数2名)

※ 先着で定員(90名)に達し次第、申込を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

※ ご入力いただいた個人情報は本説明会にかかる事務処理においてのみ利用いたします。他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。

**お問い合わせ先**
公正取引委員会事務局北海道事務所 下請課(電話：011-231-6300(番号案内で「3」を選択してください。))

既に多くのご予約を
いただいております！
申込みはお早めに！！

公取委北海道事務所通信の名称が変わり、 メールマガジンになります！

「広報誌の送付と名称変更のお知らせ」にもありますとおり、このたび、「公取委北海道事務所通信」は「公取北海道NEWS」に名称変更しました！

これまで紙媒体でお届けしていた事務所通信を、メールでの配信及び当
事務所 HP でのお知らせに変更することに合わせ、名称についてもより多くの方
に公正取引委員会の活動が届けられるよう一新することとして命名しました。

今後は、最新号の PDF ファイルを一定期間、HPに掲載するとともに、配信
先メールアドレスを御登録いただいた皆様に、公取北海道NEWSをメールで
配信いたしますのでご期待ください！



(公取北海道NEWSのHP)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/hokkaidonews.html


公正取引委員会
 Japan Fair Trade Commission

英語 ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会 報道発表 独占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供

競争促進法 (競争政策研究センター)

ホーム > 地方事務所 > 北海道事務所 > 公取北海道NEWS

公取北海道NEWS

北海道事務所では、定期的に「公取北海道NEWS」（旧：公取委北海道事務所通信）を発行し、公正取引委員会についての最新情報をメールでお知らせしていますので、是非メールアドレスを御登録ください。

※冊子の発行は、令和8年3月末を持って終了いたします。また、新たに御登録される方につきましては、冊子の発行希望は原則承っておりません。

最新号

最新号

【配信先メールアドレス御登録方法】

「hkdsoumu0416-〇-jftc.go.jp」（「〇」を@に置き換えてください。）に「(所属_氏名) 公取北海道NEWS配信先の登録」というタイトルで空メールを御送付ください。

当方からの登録完了メールをもって、御登録完了となります。

※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

配信先の御登録方法はこちら！

👉 公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！ 👉

X
@jftc



f
JapanFTC



YouTube
JFTCchannel



(旧：🐦)

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電 話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎